5　法第六十一条第四項に規定する政令で定める金額は、他の対象通算法人の第三項第三号に規定する他の軽減対象所得金額又は他の対象通算法人の同項第一号に規定する特定事業等欠損金額とする。

6　第二項に規定する軽減対象所得金額及び同項ただし書に規定する全所得金額、第三項第一号に規定する特定事業等欠損金額及び通算前欠損金額並びに同項第三号に規定する他の軽減対象所得金額並びに第四項に規定する通算前所得金額は、法第五十七条の七第一項、第五十七条の七の二第一項、第五十九条第一項及び第二項、第五十九条の二第一項及び第四項、第六十条第一項、第二項及び第六項、第六十一条第一項及び第五項、第六十一条の三第一項、第六十六条の七第二項及び第六項、第六十六条の九の三第二項及び第五項並びに第六十六条の十三第五項から第十項まで並びに法人税法第二十七条、第四十条から第四十一条の二まで、第五十七条第一項、第五十九条第一項から第四項まで、第六十一条の十一第一項（適格合併に該当しない合併による合併法人への資産の移転に係る部分に限る。）、第六十二条第二項、第六十二条の五第二項及び第五項、第六十二条の九第一項、第六十四条の五第一項及び第三項、第六十四条の七第六項、第六十四条の八、第六十四条の十一第一項及び第二項、第六十四条の十二第一項及び第二項並びに第六十四条の十三第一項並びに法人税法施行令の一部を改正する政令（昭和四十二年政令第百六号）附則第五条第一項及び第二項の規定を適用せず、かつ、対象内国法人の対象事業年度又は当該対象事業年度終了の日において当該対象内国法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人の同日に終了する事業年度において支出した寄附金の額の全額を損金の額に算入するものとして計算した金額とする。

第三十七条の三第三項中「第十一項」を「第十項」に改め、同項後段を削り、同条第五項中「又は第六十八条の六十五第一項」及び「（その適格合併等の後において連結法人に該当するものを除く。）」を削り、同条に次の一項を加える。

7　第三十三条の四第六項の規定は、法第六十一条の三第一項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、第三十三条の四第六項中「、法第五十七条の七第一項」とあるのは、「、法第六十一条の三第一項」と読み替えるものとする。

第三十八条第一項中「同日」の下に「（当該法人が通算子法人である場合には、同日を含む当該法人に係る通算親法人の事業年度開始の日）」を加え、同条第二項中「期間又は」を「期間（当該法人が通算子法人である場合には、同条第五項第一号に規定する期間）又は」に改め、同条第五項中「、第一章の二（第二節を除く。）」を削り、同項第一号中「若しくは第二項第一号又は第八十一条の十九第一項第一号イ」を削り、「確定申告書に記載すべき同法第七十四条第一項第二号に掲げる金額」を「法人税額」に、「当該金額」を「当該法人税額」に改め、同項第四号を次のように改める。

四　法人税法第百四十四条の三第一項第一号又は第二項第一号に規定する法人税額及び同条第三項又は第四項において準用する同法第七十一条第二項第一号に規定する法人税額は、これらの法人税額からそれぞれこれらの法人税額に含まれる特別税額加算規定により加算された金額を控除した金額とする。

第三十八条の四第一項中「他の連結法人との間に連結完全支配関係がある法人にあつては当該他の連結法人を含み、外国法人にあつては」を「外国法人にあつては」に改め、同条第三項第一号中「他の連結法人との間に連結完全支配関係がある法人にあつては当該他の連結法人を含み、外国法人にあつては」を「外国法人にあつては」に改め、「（当該行為をした事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同項の規定により法人税法第八十一条の三第一項に規定する個別損金額を計算する場合における同項の規定）」を削り、同条第四項中「法人税法第六十一条の十一第一項若しくは第六十一条の十二第一項又は第六十二条の九第一項」を「法人税法第六十二条の九第一項、第六十四条の十二第一項若しくは第二項又は第六十四条の十三第一項」に、「評価益又は評価損（連結事業年度において同法第六十一条の十一第一項若しくは第六十一条の十二第一項又は第六十二条の九第一項の規定により同法第八十一条の三第一項に規定する個別益金額又は個別損金額を計算する場合における当該個別益金額又は個別損金額として益金の額又は損金の額に算入された同法第六十一条の十一第一項若しくは第六十一条の十二第一項又は第六十二条の九第一項に規定する評価益又は評価損を含む。）」を「評価益の額又は評価損の額」に、「当該評価益」を「当該評価益の額」に、「とする。）を」を「）を」に、「当該評価損」を「当該評価損の額」に改め、同条第五項第一号イ中「（連結事業年度に該当する事業年度において支出した利子の額を含む。）」を削り、同項第二号中「第九条第一項第一号ワ、第六号又は」を「第九条第一号ネ、第六号及び」に改め、同条第六項第一号イ中「当該十年前の年の一月一日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度。」を削り、「十年前の事業年度等」を「十年前の事業年度」に改め、「（当該開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第三十九条の九十七第四項の規定により計算されることとなる金額）」を削り、同号イ(2)中「十年前の事業年度等の」を「十年前の事業年度」に改め、「（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）の」及び「当該保有期間内に終了した事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第三十九条の九十七第四項の規定により計算されることとなる金額）を削り、同号ロ(1)中「（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）の」「当該期間内の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第三十九条の九十七第四項の規定により計算されることとなる金額）」及び「（当該取得日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）」を削り、同条第八項中「（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入されるもの）」を削り、「同号イ(1)」を「同項第一号イ(1)」に改め、同条第三十七項中「当該土地等の譲渡をした事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該土地等の譲渡をした連結事業年度において法第六十八条の六十八第五項の規定の適用がなかつたものとした場合に同条第一項の規定により計算される当該土地等の譲渡に係る同項の譲渡利益金額）」を削り、同条第三十八項中「（法第六十八条の六十八第十項の規定により控除されるべき金額を含む。）」を削り、「し、法第六十二条の三第十項」を「し、同条第十項」に改め、「（法第六十八条の六十八第十項の規定により加算されるべき金額を含む。）」を削り、同条第三十九項第六号を削り、同条第四十項第一号中「又は法第六十八条の七十一第五項（法第六十八条の七十二第三項において準用する場合を含む。）」を削り、「これらの規定」を「法第六十四条の二第四項」に改め、「又は第六十八条の七十一第五項」を削り、「法第六十四条の二第一項」を「同条第一項」に、「若しくは同条第二項」を「又は同条第二項」に改め、「又は法第六十八条の七十一第一項の特別勘定の金額若しくは同条第三項に規定する期中特別勘定の金額」を削り、同条第四十一項中「（当該土地等の譲渡をした事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該土地等の譲渡に係る法第六十八条の六十八第一項の譲渡利益金額）」を削り、「、法第六十二条の三第十項」を「、同条第十項」に改め、「（法第六十八条の六十八第十項の規定により同条第一項の譲渡利益金額から控除された金額を含む。）」を削り、同条第四十二項中「（法第六十八条の六十八第九項の規定の適用を受けた場合には、その適用を受けた連結事業年度）」を削り、「これら」を「同項」に、「法第六十二条の三第十項」を「同条第十項」に改め、同条第四十四項中「（法第六十八条の六十八第五項の規定の適用を受けた土地等の譲渡を含む。）」及び「（当該土地等の譲渡をした事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）」を削り、「法第六十二条の三第四項第十三号」を「同条第四項第十三号」に改め、「（法第六十八条の六十八第九項の規定の適用を受けることとなつた場合には、その受けることとなつた連結事業年度開始の日の前日）とする。」を削る。

第三十八条の五第一項第一号中「当該法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人及び」を削り、同項第二号イ(1)中「（連結法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含む。）」を削り、同条第十九項中「（当該法人が連結事業年度において支出する負債の利子の額の場合には、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入されるもの）」を削り、同条第二十二項中